

タクシー運賃等の助成をします

福祉タクシー等利用券のご利用には手続きが必要です



日常生活において、生活に必要な交通手段、買い物の機会の確保が難しい方に福祉タクシー等利用券を交付し、運賃等の費用の一部を助成します。

対象者

千代田町に住民登録があり、世帯全員が自動車運転免許証をお持ちでない方（日中独居の方を除く）で次のいずれかに該当する方が対象となります。

- | | |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 70歳以上の方のみの世帯 | <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳1級または2級の方 |
| <input type="checkbox"/> 療育手帳A表示の方 | <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1級の方 |
| <input type="checkbox"/> 自動車免許証を返納した方 | <input type="checkbox"/> 日中1人で過ごしている高齢者の方 |

※令和7年度より、介護認定を受けていても在宅で生活している方は対象になります。

利用券

1人あたり利用券（500円/1枚）を
最大 48枚 交付
（申請月によって枚数が異なります。）



利用券には
移動販売で
使える券が
含まれています

利用券の申請からご利用までの流れ

申請手続き：申請書と必要書類を提出してください

簡易書留でご自宅に利用券が届きます

タクシーを利用する

運賃の精算時に
利用券を運転手に渡す

1回で使用できる利用券の枚数に
制限はありません

移動販売で商品を購入する

支払いの時に
利用券を店員に渡す

1回で使用できる利用券の枚数に
制限はありません

- ・利用券を使用できる事業者は協力事業者のみです。
- ・利用券を使えるのは本人だけです。他人に譲渡はできません。
- ・令和8年度の利用券の使用期限は令和9年3月31日までです。
- ・利用券を交付された方の再交付・追加交付はできません。